

ヒロマスホテル 利用規約・宿泊約款

【利用規約】

当ホテルでは、お客様に安全かつ快適にご滞在いただくため、宿泊約款第10条に基づき、次の通り施設利用規約（以下「本規約」といいます。）を定めておりますので、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

本規約をお守り頂けない場合は、当ホテル内諸施設(第1項にて定義)のご利用をお断り申し上げます。また、お守りいただけなかった結果、生じた事故については責任をお取りいただくこともございますので、特にご留意くださいますようお願い申し上げます。

（適応範囲）

第1条

本規約は、当ホテルの全施設（宿泊施設、ロビー・シャワー室等）以下総称して「当ホテル内諸施設」といいます。）をご利用される全ての来館者に適用させていただきます。

なお、当ホテルにご宿泊のお客様（以下「宿泊客」といいます。）には、本規約のほか、当ホテルが定める宿泊約款（以下「宿泊約款」といいます。）を適用させていただきます。

（安全と保安上お守りいただきたい事項）

第2条

寢室（二段ベッド及び個室）エリアからの避難経路図は各フロアに表示しておりますので、必ずご確認ください。

ご滞在中、寢室エリアから出られる際はカードキーを必ずお持ちください。

ご滞在中に万一、不審に思われることがございましたら、フロントまでご連絡ください。

宿泊登録者以外のご宿泊、およびフロント階以外での外来訪問者との面会をご遠慮願います。

当ホテルは寢室内を含め全館禁煙です。喫煙は所定の喫煙室をご利用ください。

寢室内では暖房用、炊事用等の火気(器)及びアイロン等、飲食物の持ち込み使用をご遠慮ください。

その他火災の原因となる行為はおやめください。

バックヤード、非常階段、機械室等お客様用以外の施設に立ち入らないでください。

お客様に快適にご利用いただくため、未就学児のお客様のご利用をご遠慮いただいております。

未成年者のみのご宿泊は特に保護者の許可のない限りお断りさせていただきます。

※保護者同意書をご参照ください。

（貴重品、お預かり品のお取り扱いについて）

第3条

貴重品はお客様ご自身の責任において管理くださいますようお願いいたします。

お預かりしたお忘れ物は、特にご指定のない限り、お預かりした日（または発見日）から原則として7日間保管し、その後は法令の定める手続きを取らせていただきます。

（ただし、宿泊客には「宿泊約款」第16条第2項および同条第3項）を適用します。また、保管をご指定された場合でも、履行されない場合は上記同様の手続きを取らせていただきます。）

(お支払いについて)

第4条

ご到着時にご精算をお願いしております。

日本円の現金・クレジットカード・PayPay・QUICPay・事前精算以外のお支払い及び両替には応じかねますのでご了承ください。

航空券や列車、バス等の切符代、タクシー代・ご到着お荷物送料のお立替えはお断りさせていただきます。

(反社会的勢力等の施設利用の禁止に関すること)

第5条

次に掲げる団体および個人については、当ホテル内諸施設のご利用をお断りいたします。

また、当ホテルにおいて予約が成立した後、あるいはご利用中といえども、その事実が判明した場合には、その時点以降、一切のご利用をお断りいたします。

Ⅰ. 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定の暴力団(以下「暴力団」という。)、同条第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)
暴力団準構成員又は暴力団関係者その他反社会勢力。

Ⅱ. 暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人その他団体であるとき。

Ⅲ. 法人で、その役員のうち暴力団員に該当する者があるもの。

Ⅳ. 暴行、傷害、脅迫、恐喝、威圧的不当要求およびこれに類する行為が認められるとき。

(おやめいただきたい行為)

第6条

・当ホテル内諸施設に他のお客様のご迷惑になるような物をお持ち込みにならないでください。

Ⅰ. 犬、猫、小鳥など動物、ペット類全般。(ただし盲導犬、介助犬等をのぞく)

Ⅱ. 発火または引火しやすい火薬や揮発油類及び危険性のある製品。

Ⅲ. 悪臭及び強い臭いを発する物。

Ⅳ. 法により禁じられている鉄砲、刀剣類及び麻薬などの薬物。

Ⅴ. 著しく多量のお荷物、及び物品。

Ⅵ. その他、法令で所持を禁じられている物。

・携帯電話をご利用される際には、フロント階をご利用頂き、その他の場所での通話をご遠慮下さいませ。施設内ではマナーモードに設定をお願い致します。

・客室やロビーを営業目的で使用しないでください。

・当ホテル内諸施設での許可を得ない物品販売や、広告・宣伝物の配布はお断りさせていただきます。

・当ホテル内諸施設で撮影された写真を許可なく営業上の目的で使用することは、法的措置の対象となる場合がございますのでおやめください。

・廊下やロビーにおける所持品の放置をご遠慮ください。

(長時間におよぶものは、場合により保管および中身を調べさせていただく場合がございます。)

・当ホテル内諸施設で賭博や風紀、治安を乱すような行為、他のお客様に迷惑となったり嫌悪感を与えるような行為はおやめください。

・当ホテル内諸施設で他のお客様にご迷惑を及ぼすような大声、放歌、または喧騒な行為。

・外部からの飲食物のご注文はお断りしております。

- ・下着等でベッドの外に出歩くことはご遠慮ください。
- ・ご宿泊登録者以外の方のご宿泊はお断りいたします。
- ・廊下やロビーおよび、喫煙場所以外での喫煙はおやめください。
- ・お客様に快適にご利用いただくため、未就学児のお客様のご利用をご遠慮いただいております。

未成年者のみのご宿泊は特に保護者の許可のない限りお断りさせていただきます。

・当ホテルを利用する方が心身衰弱、薬品などによる自己喪失など、ご自身の安全確保が困難であったり、他のお客様に危険な恐怖感、不安感を及ぼす恐れがあると認められたときは、ご利用をお断りいたします。

・当ホテル内の施設・設備をご利用の際は、所定の場所における本来の用途以外での使用はおやめください。

・故意か否かを問わず、建造物、備品、その他の物品を損傷、汚染または紛失させた場合には相当額の弁償をしていただくことがあります。

・不可抗力以外の事由により建造物、備品、その他の物品を破損、汚染、または紛失させた場合には相当額を弁償していただくことがあります。

・緊急時を除き、非常階段、屋上、塔屋、機械室などへの立ち入りはお断りしております。

・その他当ホテルが不相当と判断する行為。

以上

【宿泊約款】

(本約款の適用範囲)

第1条

1. ヒロマスホテル（以下「当ホテル」といいます。）が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については法令又は一般に確立された慣習によるものとします。

2. 当ホテルが、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

(宿泊契約の申込み)

第2条

1. 当ホテルに宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当ホテルに申し出ていただきます。

(1) 宿泊者名

(2) 宿泊日及び到着予定時刻

(3) 宿泊料金

(4) その他当ホテルが必要と認める事項

2. 宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当ホテルは、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

(宿泊契約の成立等)

第3条

1. 宿泊契約は、当ホテルが前条の申し込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当ホテルが承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。

2. 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間の宿泊料を限度として当ホテルが定める申込金を、当ホテルが指定する日までに、お支払いいただきます。

3. 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第17条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。

4. 第2項の申込金を同項の規定により当ホテルが指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するに当たり、当ホテルがその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

(申込金の支払いを要しないこととする特約)

第4条

1. 前条第2項の規定にかかわらず、当ホテルは、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。

2. 宿泊契約の申し込みを承諾するに当たり、当ホテルが前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合と当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

(宿泊契約締結の拒否)

第5条

当ホテルは、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

- (1) 宿泊の申し込みが、この約款によらないとき。
- (2) 満室(員)により客室の余裕がないとき。
- (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
- (4) 宿泊しようとする者が、次のイからハに該当すると認められるとき。
イ.暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、暴力団員(以下「暴力団員」という。)、暴力団準構成員又は暴力団関係者、その他の反社会的勢力
ロ.暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
ハ.法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの
- (5) 宿泊しようとする者が、泥酔者等で他の利用者に著しい迷惑を及ぼすおそれがあると、当ホテル従業員が判断したとき、または他の利用者に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- (6) 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。
- (7) 宿泊しようとする者が宿泊施設もしくは当ホテル職員(従業員)に対し、暴力、脅迫、恐喝等、威圧的な不当要求を行い、あるいは、合理的な範囲を超える負担を求められたとき、またかつて同様の行為を行ったと認められるとき。
- (8) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。

(宿泊客の契約解除権)

第6条

- 1.宿泊客は、当ホテルに申し出て、宿泊契約を解除することができます。
- 2.当ホテルは、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合(第3条第2項の規定により当ホテルが申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であってその支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。)は、別に定める違約金を申し受けれます。ただし、当ホテルが第4条第1項の特約に応じた場合にあっては、その特約に応じるに当たって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について、当ホテルが宿泊客に告知したときに限ります。

| | | | | |
|-----------------|-----|-----|------|------|
| 契約解除の通告を受けた日 | 2日前 | 前日 | 当日 | 不泊 |
| 基本宿泊料金に対する違約金比率 | 30% | 50% | 100% | 100% |

- 3.当ホテルは、宿泊客が連絡をされずに宿泊日当日の22時(あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を時間経過した時刻)になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

| | | |
|-------------|---------|---------|
| レイトチェックイン時間 | 22時~24時 | 24時以降 |
| ご請求額 | ¥3,000 | 自動キャンセル |

(当ホテルの契約解除権)

第7条

1.当ホテルは、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。

(1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。

(2) 宿泊客が次のイからハに該当すると認められるとき。

イ.暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力

ロ.暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき

ハ.法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるもの

(3) 宿泊客が他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。

(4) 宿泊客が伝染病者であると明らかに認められるとき。

(5) 宿泊客が宿泊施設もしくは当ホテル職員（従業員）に対し、暴力、脅迫、恐喝等、威圧的な不当要求を行い、あるいは、合理的範囲を超える負担を要求したとき、またかつて同様な行為を行ったと認められるとき。

(6) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。

(7) 寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当ホテルが定める利用規則の禁止事項（火災予防上必要なものに限る。）に従わないとき。

2.当ホテルが前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

(宿泊の登録)

第8条

1.宿泊客は、宿泊日当日、当ホテルのフロントにおいて、次の事項を掲示していただきます。

(1) 宿泊客の氏名

(2) 外国人にあっては、国籍、旅券番号、在留カード

(3) その他当ホテルが必要と認める事項

(客室の使用時間)

第9条

1.宿泊客が当ホテルの客室を使用できる時間は、15時から翌朝10時までとします。

2.当ホテルは、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に依ることがあります。

この場合には別途定める追加料金を申し受けます。（超過2時間まで:室料金の50%、超過2時間以上:室料金の全額）

(利用規則の遵守)

第10条

宿泊客は当ホテル内においては、当ホテルが定めてホテル内に掲示した利用規約に従っていただきます。

(営業時間)

第11条

1.当ホテルの主な施設等の営業時間は次のとおりとし、その他の施設等の詳しい営業時間は各所の掲示、館内ご案内等でご案内いたします。

(1) 門限……………なし（但し、一部施設あり）

(2) フロントサービス…朝6時～22時

2.前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には、適当な方法をもってお知らせします。

(料金の支払い)

第12条

1.宿泊者が支払うべき宿泊料金等の内訳は、ホテルの基本料金表によります。

2.前項の宿泊料金等の支払いは、当ホテルが認めた日本円現金、クレジットカード等により行っていただきます。

3.当ホテルが宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

(当ホテルの責任)

第13条

1.当ホテルは、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当ホテルの責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

2.当ホテルは、万一の火災等に対処するため、賠償責任保険に加入しております。

(契約した客室の提供ができないときの取扱い)

第14条

1.当ホテルは、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設を斡旋するものとします。

2.当ホテルは、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設のあっ旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当ホテルの責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

(寄託物等の取扱い)

第15条

1.宿泊客がフロントに現金及び貴重品を預けることは出来ません。

2.宿泊客が、当ホテル内にお持込みになった物品（現金並びに貴重品以外）において滅失、毀損等の損害が生じても当ホテルは一切の責任を負いません。

(宿泊客の手荷物又は携帯品の保管)

第16条

1.宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当ホテルに到着した場合は、その到着前に当ホテルが了解した

ときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡しします。

2.宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物のお預かりは有料にて承ります。

3.宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当ホテルに置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当ホテルは、当該所有者に連絡をするとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、発見日を含め7日間保管し、その後最寄りの警察署に届けます。

4.第1項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当ホテルの責任は、前条第2項の規定に準じるものとします。

(宿泊客の責任)

第17条

宿泊客の故意又は過失により当ホテルが損害を被ったときは、当該宿泊客は当ホテルに対し、その損害を賠償していただきます。

(災害対策)

第18条

火災、地震等の災害予防にご協力いただくとともに、緊急事態発生時には係員の指示に従い、冷静に対処をお願いします。

また、不測の事態に備えて、非常口、消火設備、避難方法等を事前にご確認ください。